

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利です。

せいかつ ほ ご ひつよう かのうせい
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるもので
すので、ためらわずにご相談ください。

まつどしふくしじむしょ 松戸市福祉事務所

せいかつしえんか ほ ごだいいちたんとうしつ
生活支援課・保護第一担当室

ほ ごだいにたんとうしつ ほ ごだいさんたんとうしつ ほ ごだいやんたんとうしつ
保護第二担当室・保護第三担当室・保護第四担当室

ねん がつかいてい
2024年4月改訂

[目 次]

| | ページ |
|----------------|-----|
| 1 生活保護とは | 1 |
| 2 保護の原則 | 1 |
| 3 保護を受ける前に | 2 |
| 4 保護が決まるまで | 3 |
| 5 保護を受けられる基準 | 5 |
| 6 保護の種類 | 6 |
| 7 あなたの権利 | 7 |
| 8 あなたの義務 | 7 |
| 9 保護費の返還 | 10 |
| 10 病院にかかるとき | 11 |
| 11 介護を受けるとき | 13 |
| 12 減免されるもの | 14 |
| 13 保護費の支払い | 14 |
| 14 民生委員 | 15 |
| 15 地区担当員 | 15 |
| 16 生活保護の適用について | 16 |
| 17 組織体制について | 17 |

1 生活保護とは

わたしたちは誰でも、病気や怪我、失業、高齢や障害、死別等様々な事情により、自分の資力や能力を活用し親族の援助等を受けていても生活に困ることがあります。

生活保護は、このような時に憲法第25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活をその程度に応じて保証するとともに、自立できるように援助する制度です。

2 保護の原則

(1) 申請保護の原則

保護は本人か扶養義務者または同居の親族の申請により開始されます。

(2) 基準・程度の原則

保護の金額は、国において決定された基準により決められ、年齢・世帯構成・所在地・健康状態などにより、それぞれに必要な保護を行います。

(3) 世帯単位の原則

保護は、同居している世帯を単位として行います。

3 保護を受ける前に

(1) 能力の活用について

働ける人は能力に応じて働いてください。

(2) 資産の活用について

保有を認められない不動産、預貯金、生命保険、自動車、高価な貴金属・腕時計等の活用できる資産は処分して生活費にあててください。

※リバースモーゲージ（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

この制度は資産活用のひとつの方法として、居住用不動産（土地及び家屋）を担保に生活資金を融資することで、65歳以上の高齢者がその住居に住み続けながら生活資金を得られるようにする制度で保護に優先されます。

(3) 扶養義務者の援助の活用について

身内（親・子・兄弟姉妹など）から金銭・精神的援助を受けることができるかどうか確認をして下さい。（保護受給中は原則、毎年「扶養に関する届出書」を扶養義務者に対し送付いたします。）

(4) 他法・他施策の活用について

年金や各種手当など、他の法律や制度で受けられるものがあれば、すべて受けてください。

4 保護が決まるまで

相談

生活に困り保護について聞きたい場合は、まず生活支援課に相談してください。

申請

困っている状況をお聞きして、生活保護申請書などを提出していただくとともに、申請に必要な書類も添付していただきます。

調査

申請手続きが済みますと生活支援課の調査担当員（ケースワーカー）があなたのお宅を訪問して、生活状況等を調査します。また、あなたの住んでいる地域を担当する民生委員も調査に伺います。他には関係先（銀行・生命保険等）調査、扶養調査（開始時及び以後毎年）や病状調査を行い、生活保護を受けるための要件が満たされているかを調査します。但し、扶養調査については扶養親族であっても扶養が期待できない者と判断した場合や DV・虐待等の被害を受け居所を知られたくない場合等には扶養調査を行わないこともあります。

※調査内容が他の人にもれることはありません。

せいかつほごほう
生活保護法

だい じゅう じんせいいいんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう さだ じんせいいいん
第22条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員は、こ
ほうりつ せこう しちようそんちよう ふくしじ むしよちようまた しゃかいふくし
の法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉
しゅじ じむ しっこう きょうりよく
主事の事務の執行に協力するものとする。

けつ てい
決 定

ちようさ もと けっか しよめん し せいかつ
調査に基づき、結果を書面でお知らせします。生活
ほごう ばあい ほごけていつうちしよ せいかつ
保護が受けられる場合は「保護決定通知書」を、生活
ほごう ばあい ほごしんせいきゃつかつうちしよ
保護が受けられない場合には、「保護申請却下通知書」
つうち
で通知します。

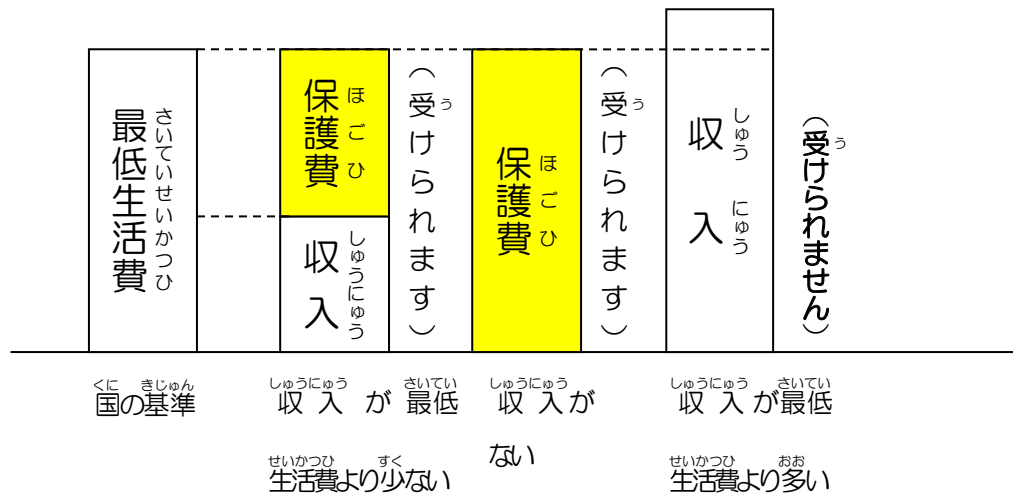
ほごう しんせい ひ か
※保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日
いない ちようさ じかん よう にちいない つうち
以内（調査に時間を要したときは30日以内）に通知
します。

けていじこう ふふく
決定事項に不服があるとき

せいかつしえんか ほご しんせい きゃつか ほご
生活支援課がおこなった保護の申請の却下、保護の
へんこう ていし はいし けてい ふふく
変更、停止、または廃止などの決定に不服があるときは、
けてい し ひ よくじつ かぞ かげつ
決定があったことを知った日の翌日から数えて3カ月
いない ちばけんちじ たい ふふく もう た
以内に千葉県知事に対して、不服の申し立てをすることが
できます。

5 保護を受けられる基準

生活保護は、原則として世帯ごとに適用します。そして国が定めている最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入が不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。



(1) 最低生活費とは

国で定めた「生活費の基準」による1か月の生活費を最低生活費といいます。

最低生活費は、世帯の人数や年齢及び必要な扶助により計算されます。

(2) 収入とは

収入とは、給料・年金・手当・仕送り・臨時的収入など世帯に入ったすべてのものをいいます。

なお、働いた収入については、交通費や社会保険料などの経費のほか、一定額の控除を行う特別な取り扱があります。

6 保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があります。

- (1) 生活扶助…… 食費、衣料費、電気・ガス・水道などの日常生活に必要な費用
- (2) 教育扶助…… 小・中学生で必要な学用品、給食費
- (3) 住宅扶助…… 家賃・地代、更新料、住宅補修に必要な費用（なお、単身の被保護者が死亡した場合の家財処分費用は支給できません。）
- (4) 医療扶助…… けがや病気の治療に必要な費用、眼鏡・コルセット等の治療材料費、通院のための交通費
- (5) 介護扶助…… 介護サービスを受ける時の費用
- (6) 出産扶助…… 出産に必要な費用
- (7) 生業扶助…… 高等学校の就学費用、仕事につくための費用、技術を身につけるために必要な費用
- (8) 葬祭扶助…… 葬儀の費用

※各種扶助費は、国の定めた基準により支給されます。

7 あなたの権利けんり

- (1) 正当な理由せいとう りゆうがなければ、すでに決定けつていされた保護ほごの内容ないようを不利益ふりえきに変更へんこうされることはありません。
- (2) 保護費ほごひなど生活保護せいかつほごにより支給しきゅうされたものには、税金ぜいきんをかけられたり、差し押ささおえられたりすることはありません。

8 あなたの義務ぎむ

生活せいかつじょう上の義務ぎむ

- (1) 生活支援課せいかつしえんかの指導しどうや指示しじには従したがわなければなりません。
- (2) 自分の生活じぶんの維持せいかつ向上いじこうじょうと自立じりつのため、できるかぎり努力どりょくしなければなりません。
- (3) 働ける人は、能力はたらに応じて働はたらかなければなりません。
- (4) 保護ほごを受ける権利けんりを他人たにんに譲り渡ゆずすことはできません。
- (5) 生活費せいかつひは無駄むだづかいをせず、自分の生活じぶんに役立つよう目やくだ的もく的にそって、計画的けいかくてきに使わなければなりません。

※保護ほごを受けているとき借金しゃっきんをした場合は、収入ばあいとして
認定にんていされ保護費ほごひが少すくなくなります。

※金銭を貸して返還を受けた場合は、収入認定の対象となります。

※原則、自動車の所有及び運転は認められません。

※身内等への国内及び海外への送金は認められません。

とどけて ぎむ 届出の義務

つぎ ばあい
次の場合は、すぐに届け出てください。

(1) 給料、賞与、年金(企業年金、個人年金含む)、手当、仕送りなどの金額が変わったり、オークションや保険の給付金(解約返戻金含む)等、新たな収入があったとき。(高校生のアルバイト収入も届出が必要です。)

※ 高校生のアルバイト収入については、修学旅行費、クラブ活動費等、就学に必要な最小限度の額を収入として認定しない取扱いもできる場合がありますので、地区担当員に相談してください。

(2) 仕事を始めるとき、やめるとき。

(3) 家賃、地代が変わるとき。更新料がかかるとき。

(4) 医療機関にかかるとき、かからなくなったとき。

(5) 社会保険の資格を取得したり、喪失したとき。

(6) 介護サービスを利用するとき、介護度やプランが変更になったとき。

(7) 交通事故などの災害にあったとき。

- (8) ^た ^{せい} ^{かつ} ^{じょう} ^{きょう} ^か ^{ぞく} ^か
その他生活状況、家族に変わったことがあったとき
^{しゅ} ^っ ^{さん} ^し ^{ぼう} ^{てん} ^に ^{ゆう} ^{てん} ^{しゅ} ^つ ^に ^{ゆう} ^{がく} ^そ ^つ ^ぎ ^{ょう} ^{たい} ^{がく}
(出産、死亡、転入、転出、入学、卒業、退学、
^に ^{ゆう} ^{いん} ^{たい} ^{いん}
入院、退院など)。
- (9) ^{かい} ^{がい} ^と ^こ ^う ^よ ^{てい} ^に ^{ほん} ^き ^{こく}
海外渡航を予定しているとき、日本へ帰国したとき。

しどうおよ しじ ほうだい じょう だい じょう
指導及び指示 (法第27条、第62条)

あなたが、生活上の義務や届け出の義務を守ることが出
来ず、あなたの生活の維持、向上、自立のためなどに必要と
判断した時は、指導や指示を行うことがあります。

正当な理由がなく、指導や指示に従わない場合は、法第
27条に基づく文書指導、法第62条第4項に定める手続き
を経て保護の変更、停止又は廃止を行う場合があります。

9 保護費の返還

(1) 資力がありながら保護を受けた場合の費用の返還

さし迫った事情のため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、すでに支給された生活保護費（医療費等も含む）をすみやかに返還しなければなりません。

- 例
- ① 不動産（土地、家屋）などが売れたとき。
 - ② 生命保険などの保険金・解約返戻金等を受けたとき。
 - ③ 各種年金、手当をさかのぼって受けたとき。
 - ④ 交通事故などで示談金、損害賠償金等を受けたとき。

生活保護法

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(2) 不正受給の費用徴収

事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど不正な方法で生活保護を受けたときは、保護費を返還していただく他、法律により処罰されることがあります。

※なお、生活支援課では法第29条に基づく調査として、課税調査（地方税等の課税状況等の調査）を年に1回実施しています。

せいかつほごほう
生活保護法

だい じょう ぶじつ しんせい た ぶ せい しゅだん ほご う また たにん
第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして
う 受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は
もの ちよう せいふ また とう けん ちよう せいふ
市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収す
るることができる。

だい じょう ぶじつ しんせい た ぶ せい しゅだん ほご う また たにん
第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして
う 受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処
もの ねん い か ちよう えき また まん えん い か ぼつ きん しよ
する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があると
けいほう めいじ ねん ぽう りつ たい ごう せいじょう
きは、刑法による。

びょういん
10 病院にかかるとき

じゅしん いりょうきかん げんそく きょじゅうち ひかくてききんきより しよ
受診する医療機関は、原則として居住地に比較的近距离に所
ざい いりょうきかん かぎ
在する医療機関に限ります。

びょういん しんりょうじょ いりょうけん ひつよう
(1) 病院・診療所にかかるときは、「医療券」が必要と
なりませう。医療券は生活支援課で交付しますので来て
ください。保護申請中は「医療券」の発行はできま
せんので、病院の窓口で「生活保護申請中」である
ことを話してください。

じゅしん せいかつほごほう してい びょういん
(2) 受診するときは、生活保護法で指定されている病院・
しんりょうじょ じゅしん してい びょういん
診療所で受診してください。指定されていない病院
など ちりょう う いりょうひぜんがく じ こふたん し
等で治療を受けたときは、医療費全額を自己負担で支
はら じぜん
払わなければならないことがありますので、事前に
ちく たんとういん かくにん
地区担当員に確認してください。

(3) 同じ病^{おな}気^{びょうき}や怪^け我^がで2ヶ所^{かしょいじょう}以上の病^{びょういん}院^{いん}にかかるとは、
原則^{げんそく}として認^{みと}められませぬ。また、生活^{せいかつ}圏^{けん}外^{がい}（市^{しがい}外^{がい}
遠^{えん}距離^{きょり}）の病^{びょういん}院^{いん}にかかるときには、事^じ前^{ぜん}に地^ち区^く担^{たん}当^{とう}員^{いん}
に相^{そう}談^{だん}してください。

(4) 社会^{しゃかい}保^ほ険^{けん}証^{しょう}のある人^{ひと}は、そのま^ま社会^{しゃかい}保^ほ険^{けん}を適^{てき}用^{よう}し、
自^じ己^こ負^ふ担^{たん}分^{ぶん}を生活^{せいかつ}支^し援^{えん}課^かにて支^し払^{はら}います。そのため
病^{びょういん}院^{いん}にかかるときは事^じ前^{ぜん}に地^ち区^く担^{たん}当^{とう}員^{いん}に連^{れん}絡^{らく}の上^{うえ}、
病^{びょういん}院^{いん}や薬^{やく}局^くの窓^{まど}口^{ぐち}では必^{かな}ず社会^{しゃかい}保^ほ険^{けん}証^{しょう}を提^{てい}示^じして
ください。

(5) 「眼^{めが}鏡^ね・コ^{ちり}ルセ^{りょう}ット」ほ^{よう}か治^{ちりょう}療^{りょう}に要^{よう}するもの^{もの}が必^{ひつ}要^{よう}な
ときにも、購^{こう}入^{にゅう}前^{まえ}に地^ち区^く担^{たん}当^{とう}員^{いん}に相^{そう}談^{だん}してください。

(6) 「柔^{じゅう}道^{どう}整^{せい}復^{ふく}（接^{せつ}骨^{こつ}院^{いん}）・は^きり・灸^{じゅう}・マ^{ちりょう}ッサー^{りょう}ジ」の治^{ちりょう}療^{りょう}
を^う受^じけるときは、事^じ前^{ぜん}に地^ち区^く担^{たん}当^{とう}員^{いん}に相^{そう}談^{だん}してくだ
さい。

(7) 移^い送^{そう}に關^{かん}する費^ひ用^{よう}（通^{つう}院^{いん}費^ひ）の請^{せい}求^{きゅう}をする際^{さい}は、最^{さい}
小^{しょう}限^{げん}度^どの日^に数^{すう}、經^{けい}濟^{ざい}的^{てき}か^つ合^{ごう}理^り的^{てき}な経^{けい}路^ろ及^{およ}び交^{こう}通^{つう}手^{しゅ}段^{だん}
に^か限^{げん}るた^め、事^じ前^{ぜん}に地^ち区^く担^{たん}当^{とう}員^{いん}に相^{そう}談^{だん}してくだ
さい。

(8) 自^じ立^{りつ}支^し援^{えん}医^い療^{りょう}受^{じゅう}給^{ぎゅう}者^{しゃ}証^{しょう}を^もお持^{かた}ちの^{かた}方^はは、「病^{びょういん}院^{いん}・
診^{しん}療^{りょう}所^{じょ}」^や「薬^{やく}局^く」^など^{めい}の^し名^{めい}称^{しょう}が^き記^き載^{ざい}さ^れて^いる^{いり}医^{いり}療^{りょう}
機^き関^{かん}窓^{まど}口^{ぐち}に^{かな}ら^{てい}じ^く必^{かな}ず^{くだ}提^{てい}示^じを^して^ささい。また、受^{じゅう}給^{ぎゅう}対^{たい}象^{しょう}
と^{かた}なる^{しょう}方^がは^{しょう}障^{しょう}害^{がい}福^{ふく}祉^し課^かにて^{しん}申^{しん}請^{せい}を^{ねが}い^{ねが}い^します。

(9) 病院・診療所から処方される医薬品については、
原則的に後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用し
て下さい。

※事前に地区担当員に相談が必要なものには給付条件が
あります。

※給付が認められないこともありますので、必ず事前に
相談して下さい。

1 1 介護を受けるとき

65歳以上の高齢者、または40歳以上65歳未満の人で
「脳血管疾患」など特定疾病の病気があり、自力で生活を維
持することが困難なときに介護保険サービスを利用するこ
とができます。

(1) 介護サービスを利用するには、まず介護認定を受け
る必要があります。事前に地区担当員に相談してく
ださい。

(2) 介護認定を受け、要支援・要介護と認定されると、
自宅や特別養護老人ホームなどの施設でのサービス
を受けることができます。

(3) 65歳未満の人で障害者手帳をお持ちの方は、居宅
介護・生活介護等、障害者自立支援給付等の活用を
して下さい。

12 減免されるもの

生活保護受給中は申請によって、以下のようなものが減額または免除等を受けることができます（※「生活保護受給証明書」が必要な場合があります）。

申請の仕方や、以下以外のものについても、地区担当員にご相談ください。

国民年金保険料

保育料

NHK放送受信料

市県民税・固定資産税

県・市水道料

下水道料

し尿くみとり料

粗大ごみ手数料

駐輪場定期使用料

住民票手数料

13 保護費の支払い

保護費は、原則として毎月1日に支給されます。初回は生活支援課の窓口でその月の生活費が支給され、2回目以降は、原則として本人名義の預金口座へ振込みます。

事前に地区担当者にご相談ください。

14 民生委員

それぞれの地区には、生活支援課と協力関係にある民生委員がいます。困ったことや悩みごとなどを持つ人の良き相談相手として、必要な助言を行ってくれます。

個人の秘密については固く守りますので安心してご相談ください。

15 地区担当員

地区担当員（ケースワーカー）は、あなたの自立助長と適正な保護の実施のために、必要な調査や指導援助を行う生活支援課の職員です。

生活保護が開始されると、地区担当員が定期的に家庭訪問をして、あなたの家庭の生活状況を伺ったり、いろいろな相談に応じます。地区担当員は、あなたのかかえる生活上の問題を一緒に考えますので、遠慮なく相談してください。

16 生活保護の適用について

〈外国籍の方〉

外国籍の方は、生活保護法第1条により同法に基づく保護を受けることはできません。しかし、昭和29年厚生省社会局長通知により、行政措置にて生活費支給となりました。行政措置と生活保護法に基づく保護は何も変わりありませんが、行政不服審査については一部の事項を除いて審査請求対象外となります。

〈暴力団員〉

暴力団員は、保護の要件を満たさないものとして、急迫した状況を除き申請を却下することとします。また、保護受給中に被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、保護の廃止となります。

17 そしきたいせい 組織体制について

※このしおりで記載の「生活支援課」とは、「生活支援課保護
きさい せいかつしえんか せいかつしえんか ほ こ
第一担当室」、「生活支援課保護第二担当室」、「生活支援課
だいいちたんとうしつ せいかつしえんか ほ こ だいにたんとうしつ せいかつしえんか
保護第三担当室」及び「生活支援課保護第四担当室」の
ほ こ だいさんたんとうしつ せいかつしえんか ほ こ だいよんたんとうしつ
そうしょう
総称です。

このしおりの内容や生活保護に関することで分からない
ことがありましたら、下記までお問合せください。

といあわ さき
〈問合せ先〉

まつどしせいかつしえんか
●松戸市生活支援課

じゅうしょ まつどしねもと
【住所】 〒271-8588 松戸市根本387-5

でんわ かだいひょう
【電話】 047 (366) 7349 (課代表)

ふあつくす
【FAX】 047 (366) 1143
047 (704) 3985

いー
【Eメール】 mcseikatsushien1@city.matsudo.chiba.jp

mcseikatsushien2@city.matsudo.chiba.jp

ほごだいいちたんとうしつ
◇保護第一担当室

でんわ
【電話】 047 (710) 3059

ほごだいにたんとうしつ
◇保護第二担当室

でんわ
【電話】 047 (710) 4345

ほごだいさんたんとうしつ
◇保護第三担当室

でんわ
【電話】 047 (710) 3106

ほごだいやんたんとうしつ
◇保護第四担当室

でんわ
【電話】 047 (704) 3986